

入札説明書

～ 8号支線築造工事(第4号) ～

8号支線築造工事(第4号)に係る事後審査型一般競争入札については、関係法令等に定めるもののほか、この入札説明書によるものとします。
入札に参加する者は、下記の事項を熟知の上、入札しなければなりません。

第1 競争入札に付する事項等

- (1) 工事名 8号支線築造工事
- (2) 工事番号 第4号
- (3) 工事場所 大淀町 越部 地内
- (4) 工事の内容 工事延長 L=37.90m
150VU 管布設工 L=36.10m
塩ビ小口径マンホール工 6箇所
汚水柵取付管工 6箇所
付帯工 1式
- (5) 工期 契約締結日の翌日から 令和 7年 2月28日(金)まで
- (6) 予定価格 金 6,710,000 円 (消費税及び地方消費税相当額を含む。)
- (7) 最低制限価格 金 5,853,100 円 (消費税及び地方消費税相当額を含む。)
- (8) 入札方法 事後審査型一般競争入札(郵便入札)
- (9) 入札回数 1回
- (10) 入札保証金 免除
大淀町上下水道事業契約規程(平成20年7月大淀町水道事業管理規程第1号。以下「契約規程」といいます。)第3条第1号ただし書きの規定により入札保証金は免除とします。ただし、落札者が契約を締結しない場合には、損害賠償金として入札金額(消費税及び地方消費税相当額を除く。)の100分の5に相当する額を納めなければなりません。
- (11) 落札者の決定方法 予定価格及び最低制限価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札候補者とし、第9に定める資格確認の結果、入札参加資格要件を満たしていると認められた後に、落札者と決定します。
- (12) 支払条件 引渡し検査合格後、支払請求を受けた日から40日以内
前払金については、大淀町公共工事の前金払及び中間前金払に関する要綱(平成28年4月施行)によるものとします。
- (13) 議会の議決 不要

第2 競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

令和6・7年度大淀町入札参加資格者名簿(建設工事)の資格業種「土木一式工事」に登録のある者のうち、次に掲げる条件をすべて満たし、かつ、第4に定める競争入札参加表明書を提出した者のみが、この工事の競争入札に参加できます。

- (1) 入札公告日において次に掲げる資格要件をすべて満たしていること。
 - ① 大淀町内に本店を有する者であること。

- ② 「大淀町建設工事に係る格付要領」に基づく令和6・7年度建設工事業者格付名簿で、『土木一式工事』の「C級」に位置づけられている者であること。
 - ③ 建設業法(昭和24年法律第100号。以下「建設業法」という。)第3条の規定による「土木工事業」の建設業の許可を受けている者であること。
 - ④ 建設業法第27条の23第1項の規定による経営事項審査(審査基準日が第4に定める競争入札参加表明書の提出日前より1年7ヶ月以内のものうち直近のものとし、本契約締結日まで有効なものに限ります。)において「土木一式工事」について審査を受けている者であること。
- (2) この工事を行う期間中、次に掲げる条件を満たす「土木一式工事」の主任技術者を1名配置できること。ただし、監理技術者を置くことが必要な工事では、監理技術者を配置すること。
- (請負金額が4,000万円以上の場合は専任の技術者を配置しなければなりません。)
- ① 主任技術者にあつては、次のいずれかに該当し、競争入札参加表明書の提出の日において、入札に参加しようとする者と3ヶ月以上の直接的雇用関係にあること。
 - i) 実務経験を有する者(高等学校の指定学科卒業後5年以上、高等専門学校及び大学の指定学科卒業後3年以上、その他10年以上)
 - ii) 1級又は2級国家資格者 等
 - ② 監理技術者にあつては、1級国家資格者等であり、「監理技術者資格者証」及び「監理技術者講習修了証」の交付を受けている者で、競争入札参加表明書の提出の日において、入札に参加しようとする者と3ヶ月以上の直接的雇用関係にあること。
- (3) 次に掲げるこの入札に係る工事の設計業務の受任者と、資本面又は人事面において関連がある者でないこと。
 名称 :株式会社 エース
 所在地:京都府京都市下京区七条通木屋町上る大宮町205
- (4) 施行令第167条の4に規定する事項に該当しない者であること。
- (5) 競争入札参加表明書の提出時点及びその後入札執行日までの間において、奈良県又は大淀町の入札参加資格停止措置を受けていない者であること。
- (6) 破産法(平成16年法律第75号)第18条の規定に基づく破産手続き開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。
- (7) 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定による更生手続開始の申立て(同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係る同法による改正前の会社更生法(昭和27年法律第172号)第30条の規定による更生手続開始の申立てを含む。)をしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定を受けた者であっても更生計画が認可された者については、更生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなします。
- (8) 平成12年3月31日以前に民事再生法(平成11年法律第225号)附則第2条による廃止前の和議法(大正11年法律第72号)第12条第1項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。
- (9) 平成12年4月1日以後に民事再生法第21条の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法に基づく再生手続開始の決定を受けた者であっても、再生計画の認可の決定を受けた者については、再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなします。

第3 設計図書等の有償頒布及び質疑回答

- (1) この工事に係る設計図書、図面、仕様書、参考資料等(以下「設計図書等」という。)は下記の期間及び場所の有償頒布します。
- ① 期間 令和 6年 9月30日(月) から 令和 6年10月 8日(火)までの午前8時30分から午後5時まで
(土曜日、日曜日、祝日並びに正午から午後1時までを除きます。)

② 場所 大淀町役場 総務部 総務課 入札契約係

③ 頒布価格 1単位 500円

④ 購入代金は入札参加希望者の負担とします。なお、購入後においては、入札参加資格がないことが判明し入札への参加を認めない場合(入札参加資格の取消しを含みます。)、入札を辞退した場合、入札中止(本町の瑕疵によるものは除きます。)又は不成立となった場合であっても購入代金は返還しません。

⑤ 入札参加希望者は、設計図書等の購入時に必ず設計図書閲覧申請書及び定められた購入金額(500円)を持参のうえ来庁してください。

※ 設計図書閲覧申請書は入札参加希望者の従業員による作成・提出でも可としますが、その際は、従業員証明書等をご提示いただき、名刺1枚を提出してください。

※ 設計図書閲覧申請書の様式は上記の期間及び場所で配布するほか、大淀町のホームページ(<http://www.town.oyodo.lg.jp/>)でダウンロードすることができます。

(2) 入札参加希望者(代わりに行う従業員を含みます。)が設計図書等の有償頒布を受けない場合は、入札に参加することができません。

(3) 質疑の受付については、質疑の有無に関わらず質疑書を下記の通り、FAXにて送付してください。なお、電話により必ず到着したか確認してください。持参によるものは受け付けません。

① 期間 令和 6年 9月30日(月) から 令和 6年10月 9日(水)までの午前8時30分から午後5時まで
(土曜日、日曜日、祝日並びに正午から午後1時までを除きます。)

② 送信先 FAX 0747-52-4310
『大淀町役場 総務部 総務課 入札契約係』宛
なお、期日までに提出のない場合は質疑のないものとみなします。

(4) 質疑書に対する回答については、 令和 6年10月10日(木) 午後5時までに

入札契約係より各者にFAXにて送付します。(ただし、いずれの者からも質疑がなくその旨を回答する場合は、回答時において既に辞退した者を除きます。)

第4 競争入札参加表明書の提出

(1) この工事の競争入札に参加しようとする者は、町長が定める競争入札参加表明書を次のとおり町長に提出しなければなりません。

① 期間 令和 6年 9月30日(月) から 令和 6年10月 8日(火)まで(必着)
※到着期限後に到着した表明書については無効となります。

※持参による場合は上記の期間の午前8時30分から午後5時までとし、土曜日、日曜日、祝日並びに正午から午後1時までを除きます。

② 場所 大淀町役場 総務部 総務課 入札契約係

③ 提出方法 提出は、書留郵便による郵送、または持参によること。

④ その他 競争入札参加表明書の様式は上記の期間及び場所で配布するほか、大淀町のホームページでダウンロードすることができます。

第5 入札の手続き及び開札の日時等

(1) 入札書は、郵便により提出すること。なお、郵便は書留郵便としてください。作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とします。(その他詳細は、郵便入札の概要を参照してください。)

① 提出期限 令和 6年10月17日(木)まで(必着)

※ 到着期限後に到着した入札については無効となります。

② 入札書と併せて提出を求めるもの(同封)

・入札金額見積内訳書

③ 提出場所 〒638-8501

奈良県吉野郡大淀町大字桧垣本2090番地

大淀町役場 総務部 総務課 入札契約係

(2) 開札の日時 令和 6年10月18日(金) 午後 1時30分

(3) 開札の場所 大淀町役場 3階 301会議室

(4) 開札立会人 入札参加者が開札の立会いを希望する場合には、開札立会申請書(様式第3号・ホームページ掲載)を開札日前日(開札日前日が大淀町の休日を定める条例に規定する町の休日に当たるときは、その直前の開庁日とします。)の正午までに大淀町役場総務課入札契約係までにFAXにて送付してください。開札立会人は2名までとし、希望者が3名以上の場合は開札立会申請書の先着順とし、立会いただけない場合は開札前日の午後5時までに適宜ご連絡します。

なお、開札立会申請書を提出後、開札日までに入札契約係より連絡のない場合は立会いを了承したものとします。立会人には、開札終了後に開札確認書へ署名、押印をお願いしますので開札日に印鑑を持参してください。また、立会いを希望する者がいない又は2名より不足する場合には入札執行事務に関係のない町職員が立会を行います。

第6 入札の方法等

(1) 入札金額は、本工事にかかる費用の総額(消費税及び地方消費税相当額を除く。)を、記載してください。【総価入札】

(2) 入札金額は、千円単位とし、算用数字にて記入してください。

(3) 入札者は、その提出した入札書を書換え、引換え又は撤回(入札書の郵送後に辞退する場合は除きます。)することはできません。

(4) 開札が行われるまでは、いつでも入札を辞退することができます。途中において入札を希望しないこととなった場合は、次の手続きにより辞退届を提出してください。なお、この手続きにより入札を辞退した者は、これを理由として以降の入札等において不利益な取扱いを受けるものではありません。

① 辞退届を持参又は書留郵便により提出する。

② 辞退届または辞退する旨を記載した入札書を入札書の到達期限までに書留郵便により郵送する。

(5) 入札執行回数は1回とし、入札の結果、落札となるべき入札がないときは、入札不調とし、入札を打ち切ります。

第7 入札の無効

(1) 次の各号に該当する入札は、無効とします。

① 入札書に記名、押印を欠く入札(不明瞭で確認しがたい場合を含む)

② 入札書の重要な文字の誤字、脱字等により必要な事項を確認できない入札

③ 同一事項の入札について2以上の入札書等を提出した者の行った入札

④ 入札執行者の指定した入札方法によらない入札

⑤ 入札金額を訂正した入札若しくは判読しがたいと認められる入札

⑥ 入札金額以外の事項を訂正した場合においては、その訂正箇所に押印(訂正印)のない入札書による入札

- ⑦ 極端に低い価格の入札(建設工事請負にかかる入札の場合に限る。)(入札書比較価格の10%以下の額の入札とし、桁違いによる錯誤とみなします。)
 - ⑧ 入札保証金の納付がない入札、又は入札保証金の額が入札金額の100分の5に満たない入札。(入札保証金を免除した場合を除く。)
 - ⑨ 入札金額見積内訳書の提出を求めるにあたり、次に掲げるもののいずれかに該当する入札
 - ・入札金額見積内訳書の提出がない入札
 - ・入札書に記載されている「入札金額」と入札金額見積内訳書における「入札書記載金額」が一致しない入札
 - ・入札金額見積内訳書における「見積項目ごとの金額の合計」と「入札書記載金額」が一致しない入札
 - ・入札金額見積内訳書において、設計書等にて示された見積項目ごとの金額、各合計金額及び総合計金額の記載がない場合の入札
 - ・入札金額見積内訳書における「入札書記載金額」欄の千円以下の端数切りを省いて入札書に記載した場合の入札(端数切りを指定していない場合は除く。)
 - ⑩ 最低制限価格を設定した場合にあっては、最低制限価格を下回る金額の入札
 - ⑪ 郵便入札の場合にあっては、次に掲げるもののいずれかに該当する入札
 - ・書留郵便以外の郵送、持参、ファクシミリ、電報、電子メール等郵便入札の方法によらない入札
 - ・入札書到着期限後に到着した入札
 - ・郵便入札封筒に記載の工事名又は差出人名と、同封された入札書の工事名又は入札者名が相違する入札
 - ・郵便入札封筒に工事名又は差出人名等の記載がなされていない入札
 - ・入札用封筒に封かん及び封印のない入札
 - ・その他入札執行者において無効と認められる入札
- (2) 次の各号に該当する者は失格とし、その者のなした入札は無効とします。
- ① 入札に参加資格のない者
 - ② 代理人で委任状を提出しない者
 - ③ 他人の代理を兼ねた者
 - ④ 2以上の者の代理をした者
 - ⑤ 入札に際して公正な入札の執行を妨害する行為をなした者
 - ⑥ 入札に関し談合等の不正行為をした者
 - ⑦ 係員の指示に従わない等、入札室の秩序を乱した者
 - ⑧ 競争入札参加表明書を提出しない者、または虚偽の内容を記載し提出した者
 - ⑨ 落札候補者となりながら、指定される期限までに一般競争入札参加資格等確認申請書及び添付書類を提出しない者
 - ⑩ 入札参加資格確認のための指示に従わない者
 - ⑪ その他、大淀町の定める入札条件に違反した者
- (3) 落札決定までの間において、上記(2)のいずれかに該当することとなった場合、又は該当する事実が判明した場合には、当該入札者は失格とし、その者のなした入札は無効とします。
- (4) 無効となった入札書等は返却しません。

第8 落札の決定方法

- (1) 予定価格及び最低制限価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札をした者を落札候補者とし、落札候補者が決定したときは、落札候補者決定通知書により当該落札候補者に通知します。また、落札候補者の決定において、落札候補者となるべき入札をした者が2人以上あるときは、後日、開札事務従事職員及び当該入札者(代理人を含みます。)の出席のもと、「くじ」により落札候補者及びその次の順位以降の者を決定します。この場合「くじ」を辞退することはできず、「くじ」を引かない者があるときは、当該入札者に代えて当該入札事務に関係のない町職員に「くじ」を引かせることとします。
- (2) 開札時、落札者の決定については一時保留し、落札候補者に対し第9に定める入札参加資格の確認を行ったうえで落札者を決定します。

また、落札候補者が次のいずれかに該当する場合は、当該落札候補者を落札者とせず、次の順位の者を落札候補者として入札参加資格の確認を行い、落札者が決定するまで順次、入札参加資格の確認を行います。

- ・入札参加資格の確認の結果、入札参加資格要件を満たさないと認められる場合
 - ・落札決定までに入札参加資格要件を満たさなくなった場合
 - ・定められた期間内に一般競争入札参加資格等確認申請書を提出しないとき
- (3) 落札価格の決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)を加算した金額をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

第9 入札参加資格の確認

開札後、落札候補者を決定したときは、その者に対し入札参加資格の確認を行います。落札候補者となった者は、次のとおり一般競争入札参加資格等確認申請書を町長に提出しなければなりません。

- (1) 提出期間 落札候補者決定通知を受けた日の翌日から起算して2日以内(土曜日、日曜日及び祝日を除きます。)
- (2) 提出場所 大淀町役場 総務部 総務課 入札契約係
- (3) 提出書類 一般競争入札参加資格等確認申請書に次の添付書類を添えて提出するものとします。
 - ・建設業許可の状況及び経営事項審査の結果を記載した書面(別紙1)
 - ・配置予定技術者の資格・工事経歴報告書(別紙2)
 - ・設計業務受託者との関係及び地方自治法施行令第167条の4に規定する事項等への該当の有無を記載した書面(別紙3)
 - ・競争入札参加資格確認申請書チェックリスト(別紙4)
- (4) その他 先に定める入札参加資格の確認の結果、入札参加資格要件を満たしていると認められる場合は、当該落札候補者を落札者と決定し、落札決定通知書により当該落札者に通知します。

第10 その他

- (1) 入札の中止等
競争入札による入札手続き執行途中、又は入札時において、入札者が2者未満となった場合は、その段階で入札は中止とします。また、適正な競争入札の執行ができないと認められる場合においても入札を延期し、中止し又は取消しをすることがあります。
- (2) 入札結果の公表
落札者決定の翌日から「総務部 総務課 入札契約係」において閲覧に供し、併せて大淀町ホームページへ掲載します。
- (3) 契約書作成の要否
要します。(落札決定後5日以内)

(4) 契約者

大淀町上下水道事業管理者 大淀町長 辻本 眞宏

(5) 契約条項を示す場所及び契約を担当する課等の名称、所在地等

〒638-0821 奈良県吉野郡大淀町大字下淵961

大淀町役場 上下水道部 施設課 Tel0747-52-0137

(6) 契約の不締結

落札決定後、契約締結までの間に、落札者について次のいずれかに該当することとなったとき又は該当する事実が判明したときは、契約を締結しないものとします。

- ① 第7(2)①から⑩のいずれかに該当する場合、またはした事実が判明した場合
- ② 施行令第167条の4の規定に該当する場合
- ③ 奈良県又は大淀町において入札参加資格停止措置を受けた場合
- ④ 破産法(平成16年法律第75号)第18条の規定に基づく破産手続き開始の申立てをした場合又は申立てがなされた場合
- ⑤ 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定による更生手続開始の申立て(同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係る同法による改正前の会社更生法(昭和27年法律172号)第30条の規定による更生手続開始の申立てを含む。)をした場合又は申立てがなされた場合。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定を受けた場合であっても更生計画が認可された場合については、更生手続開始の申立てをしなかった場合又は申立てをなされなかった場合とみなします。
- ⑥ 平成12年3月31日以前に民事再生法(平成11年法律第225号)附則第2条による廃止前の和議法(大正11年法律第72号)第12条第1項の規定による和議開始の申立てをした場合
- ⑦ 平成12年4月1日以後に民事再生法第21条の規定による再生手続開始の申立てをした場合又は申立てがなされた場合。ただし、同法に基づく再生手続開始の決定を受けた場合であっても、再生計画の認可の決定を受けた場合については、再生手続き開始の申立てをしなかった場合又は申立てをなされなかった場合とみなします。
- ⑧ 契約関係を継続し難い重大な事由があると認められる場合で、次の各号に掲げる場合
 - (ア) 役員等(法人にあっては役員(非常勤の者を含む。)、支配人及び支店又は営業所(常時建設工事等契約に関する業務を行う事務所をいう。以下同じ。))の代表者を、個人にあってはその者、支配人及び支店又は営業所の代表者をいう。以下同じ。)が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であると認められるとき。
 - (イ) 暴力団(法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
 - (ウ) 役員等が、その属する法人、自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で、又は第三者に損害を与える目的で、暴力団又は暴力団員を利用していると認められるとき。
 - (エ) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
 - (オ) (ウ)及び(エ)に掲げる場合のほか、役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
 - (カ) この契約に係る下請契約又は資材及び原材料の購入契約等の契約(以下「下請契約等」という。)に当たり、その相手方が ア から オ までのいずれかに該当することを知らず、当該者と契約を締結したと認められるとき。
 - (キ) この契約に係る下請契約等に当たり、ア から オ までのいずれかに該当する者をその相手方としていた場合(カに該当する場合を除く。)において、発注者が当該下請契約等の解除を求めたにもかかわらず、それに従わなかったとき。

(ク)この契約の履行に当たり、暴力団又は暴力団員から不当介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を発注者に報告せず、又は警察に届け出なかったとき。

(7) 契約保証金 免除

大淀町上下水道事業契約規程(平成20年7月大淀町水道事業管理規程第1号)第3条第3号ただし書きの規定により契約保証金は免除とする。ただし、同規程第4条にて準用する大淀町契約規則(昭和40年9月大淀町規則第5号)第25条の規定により契約解除となった場合には、損害賠償金として契約金額(消費税及び地方消費税相当額を含む。)の100分の10に相当する額を納めるものとする。

(8) その他詳細や定めのない事項については、大淀町上下水道事業契約規程、大淀町契約規則、大淀町入札執行要綱、大淀町一般競争入札執行要領、大淀町郵便入札執行要領等及び関係法令によるものとします。

(9) 問い合わせ

不明な点については、〒638-8501

奈良県吉野郡大淀町大字桧垣本2090番地

大淀町役場 総務部 総務課 入札契約係

T E L:0747-52-5501 (内線206)

F A X:0747-52-4310

e-mail:soumu@town.oyodo.lg.jp

まで問い合わせてください。